

流量測定調査等業務委託仕様書

本仕様書は、和歌山市水道事業給水条例に規定する給水区域内の流量測定調査等業務委託に関して必要な事項を定めるものである。なお、「甲」及び「乙」というのは、契約書明示の甲及び乙と同一とする。

(目的)

第1条 配水管路内の適正な水圧の確保と質的向上を目的とし、流量及び水圧測定調査(以下「調査」という。)を行うものである。

(調査範囲)

第2条 調査範囲は、給水区域内の配水管路とする。

(業務工程表)

第3条 業務工程表については、局担当者(以下「担当者」という。)の指示を得た後、業務工程表を作成し提出するものとする。また、業務工程に変更が生じたときは、速やかにその内容について担当者に報告し、承諾を得た後、変更業務工程表を提出すること。

(業務責任者)

第4条 乙は、業務の全てを管理する実務経験5年以上を有する者を責任者に定めること。責任者は本業務の的確な履行を確保し、その運営・取締りのほか業務の実施及び工程管理に関する一切の事務を処理すること。

(調査技術員)

第5条 次の各号に掲げる業務の従事者は、全国漏水調査協会の漏水調査積算資料に基づく職種と同等以上の者とする。また、責任者及び調査主任技師は兼務できるものとし、経歴書を提出するものとする。

- (1) 水圧測定調査
- (2) 流量測定調査
- (3) 調査報告書の作成

(水圧測定調査)

第6条 水圧測定調査は、72時間連続測定を行うものとする。

2 水圧測定調査でデータログ設置箇所の消火栓不良を発見した場合、その箇所と状況を報告すること。

(流量測定調査)

第7条 流量測定調査は、120時間連続測定を行うものとし、測定は担当者が指示する箇所の同時測定を行うものとする。

(現場下見調査)

第8条 調査着手前に業務を効率よく遂行するため現地の状況、関連調査区間その他について、十分に状況把握しなければならない。

(官・民有地への立ち入り及び調査員証明)

第9条 乙は、調査のため官・民有地に立ち入る場合は、その目的を告げ事前に了解を得なければならない。また、甲が発行する調査員証明書及び腕章を常時携帯しなければならない。

2 前項に規定する調査員証明書については、別紙1「調査員証明書様式」の様式により乙が作成し、甲に発行申請をすること。

(調査機器)

第10条 調査に必要な機器等については、乙が用意するものとする。また、設計書に記載がなくとも調査上必要が生じた機器についても乙の負担により用意するものとする。

2 流量測定調査において同時測定箇所については、同機種を使用するものとする。

3 水圧測定調査においてデータロガーデータの仕様及び規格については、DLSソフトを使用するものとする。

(作業日報の提出)

第11条 乙は、作業日報・作業月報・週間工程表を提出し、担当者の確認をうけるものとする。

2 前項の確認の結果、補正があれば担当者の指示を受け、速やかに補正し担当者の確認を受けるものとする。

(記録写真撮影)

第12条 撮影は、調査作業の状態を記録するものであり、別紙2「作業記録写真撮影要領」に基づき撮影しなければならない。

(提出書類)

第13条 乙は、担当者から別紙3「提出書類一覧」に記載する各書類のうち、報告書等の書類については、担当者と打合せをし、確認を得たうえで、提出しなければならない。

(関係法令の厳守)

第14条 乙は調査にあたり、そのことに関する諸法規その他諸法令を厳守し、調査の円滑なる進捗を図るとともに諸法令の運用適用は、乙の負担と責任において行わなければならない。

(打合せ等)

第15条 乙は、調査業務を適正かつ円滑に履行するため、担当者と打合せ等を行うこと。なお、打合せ等には打合せ議事録の作成、電話、メールによる確認等に要した時間、移動時間を含むものとする。

2 乙は、担当者と業務着手時、調査完了時及び成果物納入時において、対面にて業務の進捗等の確認を行うこと。また、業務の方針、条件等に対して疑義がある場合は質さなければならない。

(監督官公庁へ許認可申請)

第16条 調査のため必要な関係官公庁その他の者に対する手続きは、担当者の承諾を得

た後、乙において迅速に処理しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 乙は、調査にあたり付近住民に迷惑のかからぬよう、努めなければならない。

2 調査に伴い発生した物件等の毀損の補修及び騒音・振動・濁水・交通等による事業損失に係る補償は、乙の負担において行わなければならない。

3 業務の遂行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(安全管理)

第18条 乙は、調査にあたっては細心の注意をはらい関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 人身事故が発生した場合は、速やかに担当者に報告しなければならない。

3 調査は所要人員を配し現場内の整理、整頓及び安全に努めなければならない。

(補 則)

第19条 この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

調査員証明書様式

(参考)

9cm

ここに写真を貼る	調査員証明書	No.
	会社名	
	氏名	
	交付	令和8年 月 日

上記の者は、和歌山市企業局との契約によって流量測定調査等業務委託に従事するものであることを証明する。

有効期間 令和9年3月15日まで

和歌山市公営企業管理者
瀬崎 典男

6cm

作業記録写真撮影要領

1 要領の適用

調査記録写真の撮影にあたっては、この要領に基づき撮影しなければならない。

2 撮影箇所

撮影箇所は、各水系エリア（小ブロック）毎とし、現場調査状況の他、担当者が指示する箇所、又は当然記録に残す必要がある箇所は撮影しておかなければならない。

3 撮影方法

(1) 撮影内容と頻度

調査前後と途中（作業中）適宜必要に応じて撮影すること。

(2) 撮影位置等の表示

(ア) 写真には、原則として「黒板記載様式」の黒板を入れて撮影すること。

(イ) 位置の確認を容易にするために、出来るだけ付近の背景を入れること。

4 写真整理編集

(1) 写真の整理

(ア) 写真撮影後は、速やかに現像焼付けし、調査の進行順に整理して、担当者が必要に応じて確認できるようにしておくこと。

(イ) 写真は、常に写真帖に整理し、必要に応じて余白に説明をつけること。

(2) 写真の提出 調査が完了した後、表紙に業務名、委託者名等を記入の上、提出すること。

5 その他

(1) 撮影は、出来るだけ同一方向に一定して撮ること。

(2) 夜間の調査は、夜間の状況が判断できる写真であること。

(3) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

黒板記載様式

(参考)

担当課	和歌山市企業局 維持管理課
委託名称	流量測定調査等業務委託
ブロック名	
調査名	
作業内容	※必要に応じて、寸法入りの略図記載
委託者	〇〇〇株式会社

(注)黒板への記載について、原則として作業日時等を記載しないこと。

提出書類一覧

番号	書類名	作成者	宛先	サイズ	部数	提出時期	備考
1	調査技術員届	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
2	経歴書(責任者)	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
3	経歴書(調査技術員)	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
4	責任者変更届	受託者	発注者	A4	1	変更時	
5	調査技術員変更届	受託者	発注者	A4	1	変更時	
6	業務工程表	受託者	発注者	A4	1	契約後速やかに	
7	調査員証明書交付願	受託者	担当者	A4	1	契約後速やかに	
8	完了届	受託者	発注者	A4	1	完了後速やかに	
9	事故・損害発生通知書	責任者	発注者	A4	1	事故発生後速やかに	
10	作業日報	責任者	担当者	A4	1	毎月提出	
11	週間工程表	責任者	担当者	A4	1	毎月提出	
12	作業月報	責任者	担当者	A4	1	毎月提出	
13	報告書(集計・分析・考察提言を含む)	責任者	発注者	A4	2	完了後	金文字製本
				A4	1	完了後	CD
14	作業記録写真	受託者	発注者	A4	1	完了後	
15	流量・水圧測定調査データ	受託者	発注者	A3	1	完了後	1/2, 500配管図製本
				A4	1	完了後	CD(Excel書式)

本業務で作成する報告書(集計・分析・考察提言を含む)は、次のとおりとする。

- ①調査概要(目的, 数量, 調査方法, 業務体系等)
- ②流量測定調査結果(集計・分析・考察提言)
- ③水圧測定調査結果(集計・分析・考察提言)
- ④流量・水圧分布図
- ⑤過去測定との比較した流量測定結果
- ⑥過去測定との比較した水圧測定結果

R8 流量測定調査箇所一覽

	測点 No.	橋梁名
1	3 1	新在家橋
2	3 2	出水西橋
3	1 0 0	出水大橋
4	3 3	出水橋
5	3 4	鳴神橋
6	3 5	二等橋
7	9 6	花山橋
8	9 7	花山橋
9	5 8	丈夫橋
10	1 0 1	和田川大橋
11	5 9	広見橋
12	6 0	南橋
13	6 1	又二橋
14	9 8	菖蒲橋
15	1 0 2	岡崎大橋
16	8 8	月読橋
17	2 0	雑賀橋



No,31 新在家橋
φ100mm SP

大門川

端正会

270 花のときや 289

縮尺 1 : 2500





太田

No.100 出水大橋
φ400mm SSP



出水橋

出水

出水児童公園

宮変電所

ミツワイツ出水



太田



No,33 出水橋
φ150mm SP

出水橋

野田印刷

和歌山染工

ジャパン・ポスティングサービス

出水児童公園

出水

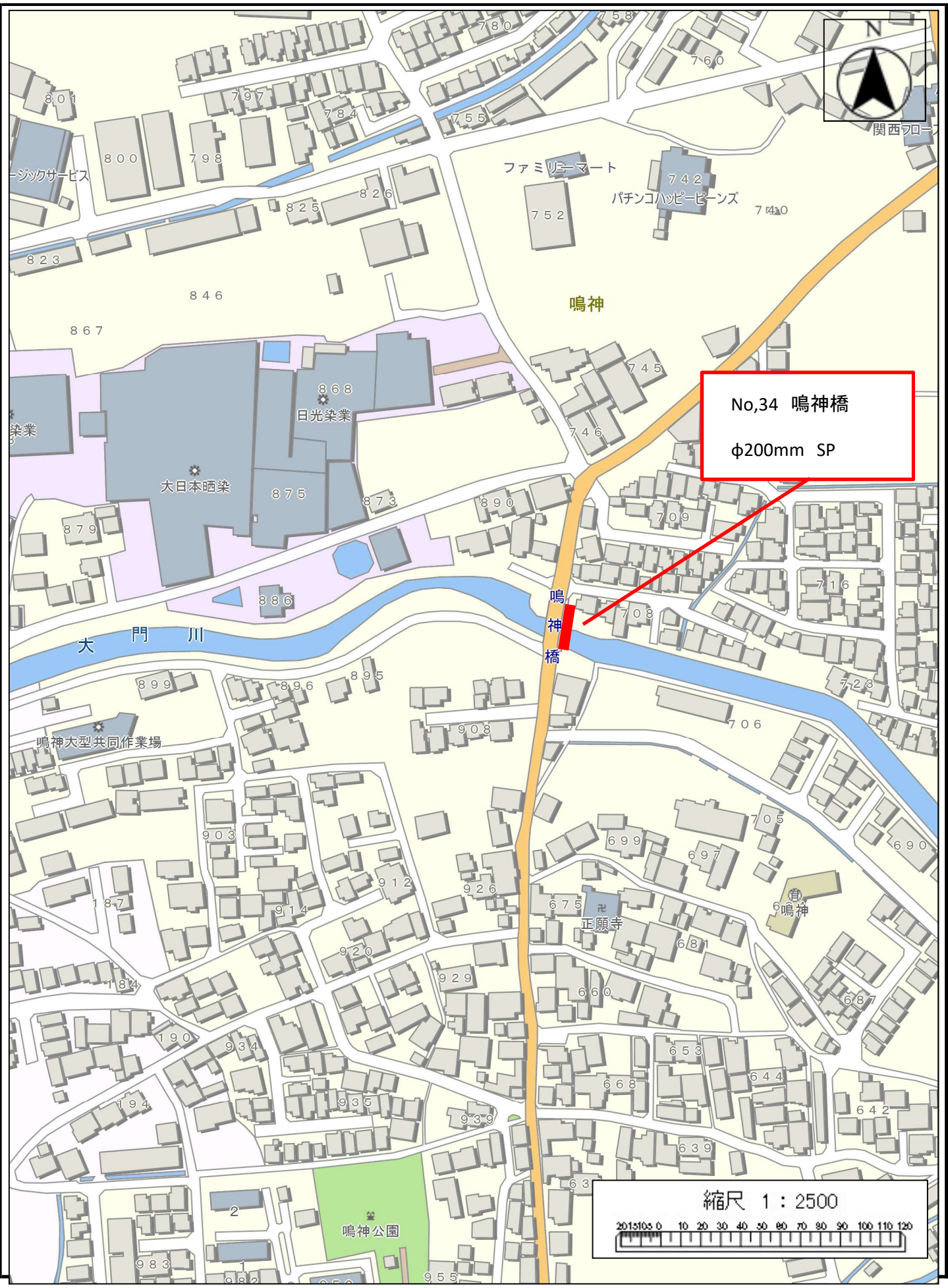
ミツワハイツ出水

しるがね





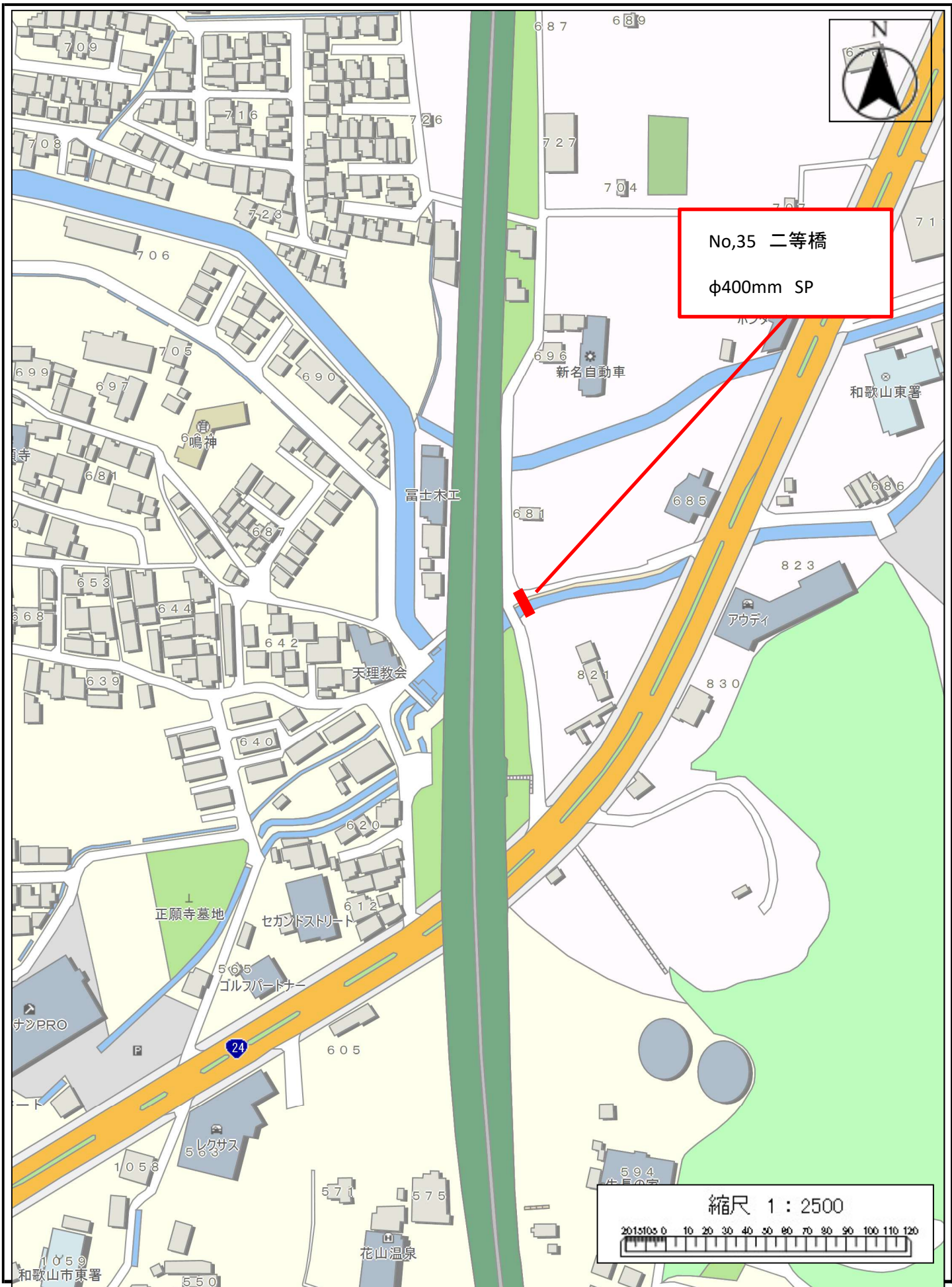
関西フロー



No,34 鳴神橋
φ200mm SP

鳴神橋

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

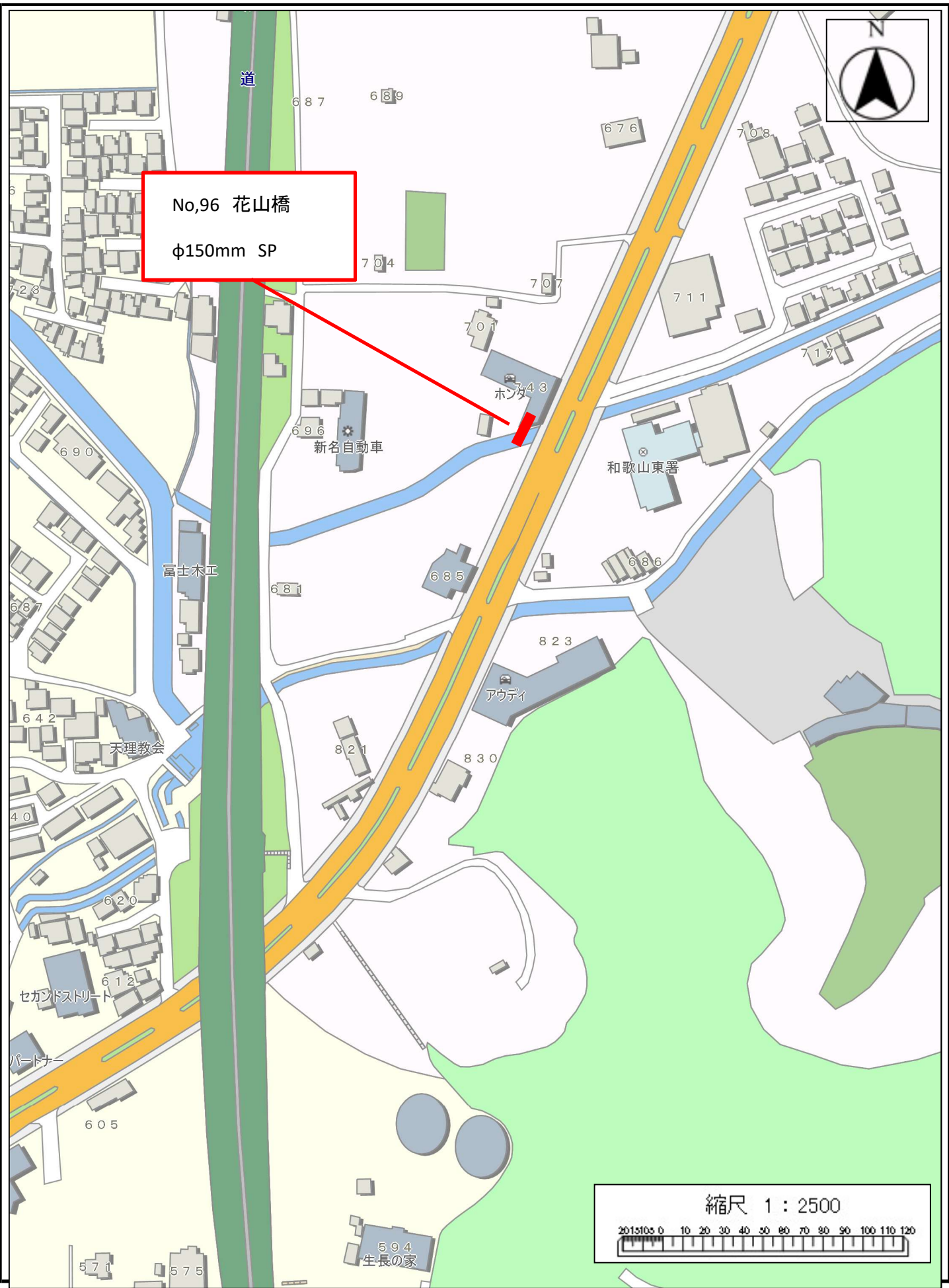


No,35 二等橋
φ400mm SP

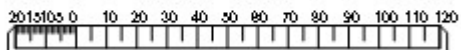
縮尺 1 : 2500
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

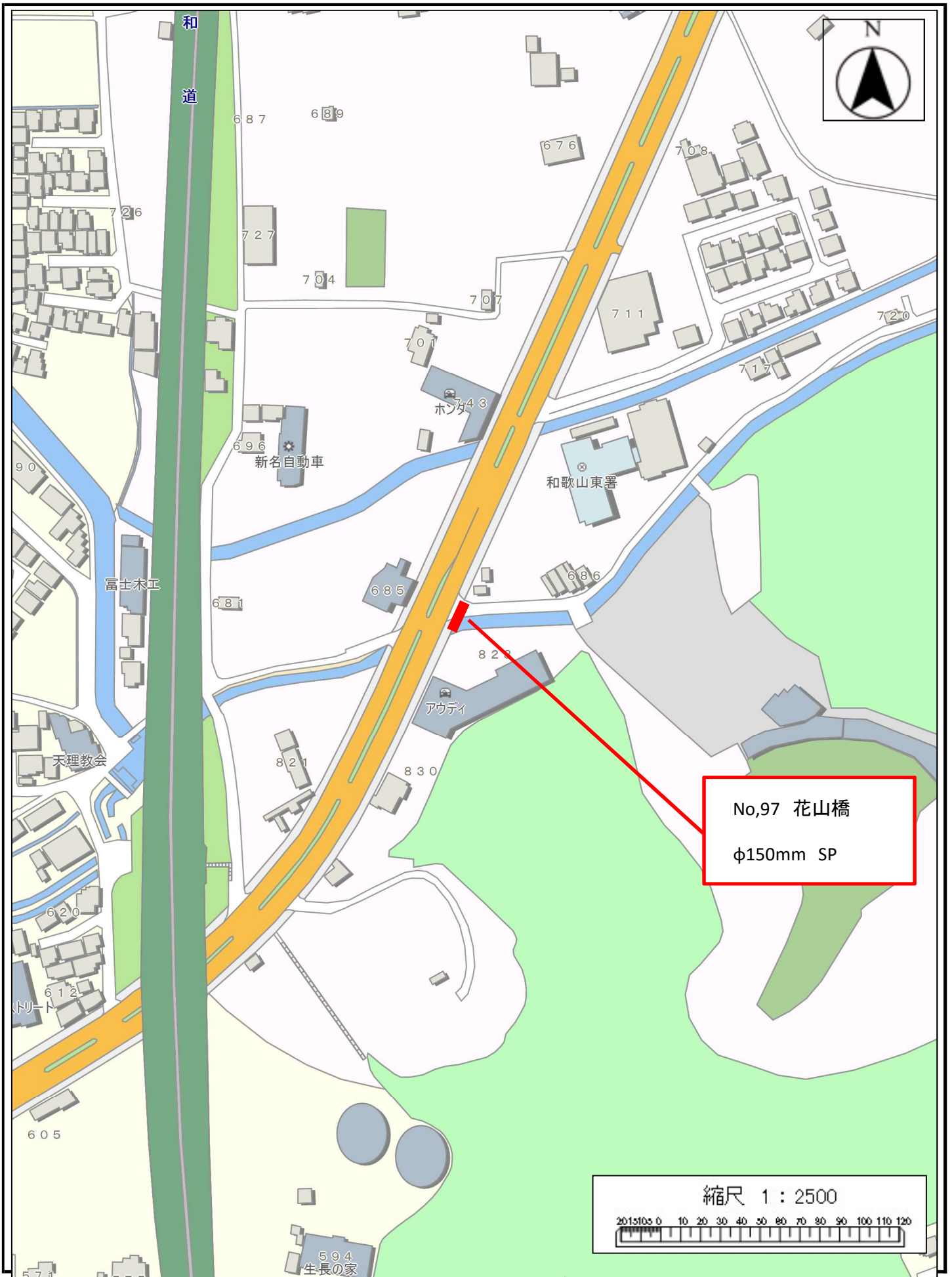


No,96 花山橋
φ150mm SP



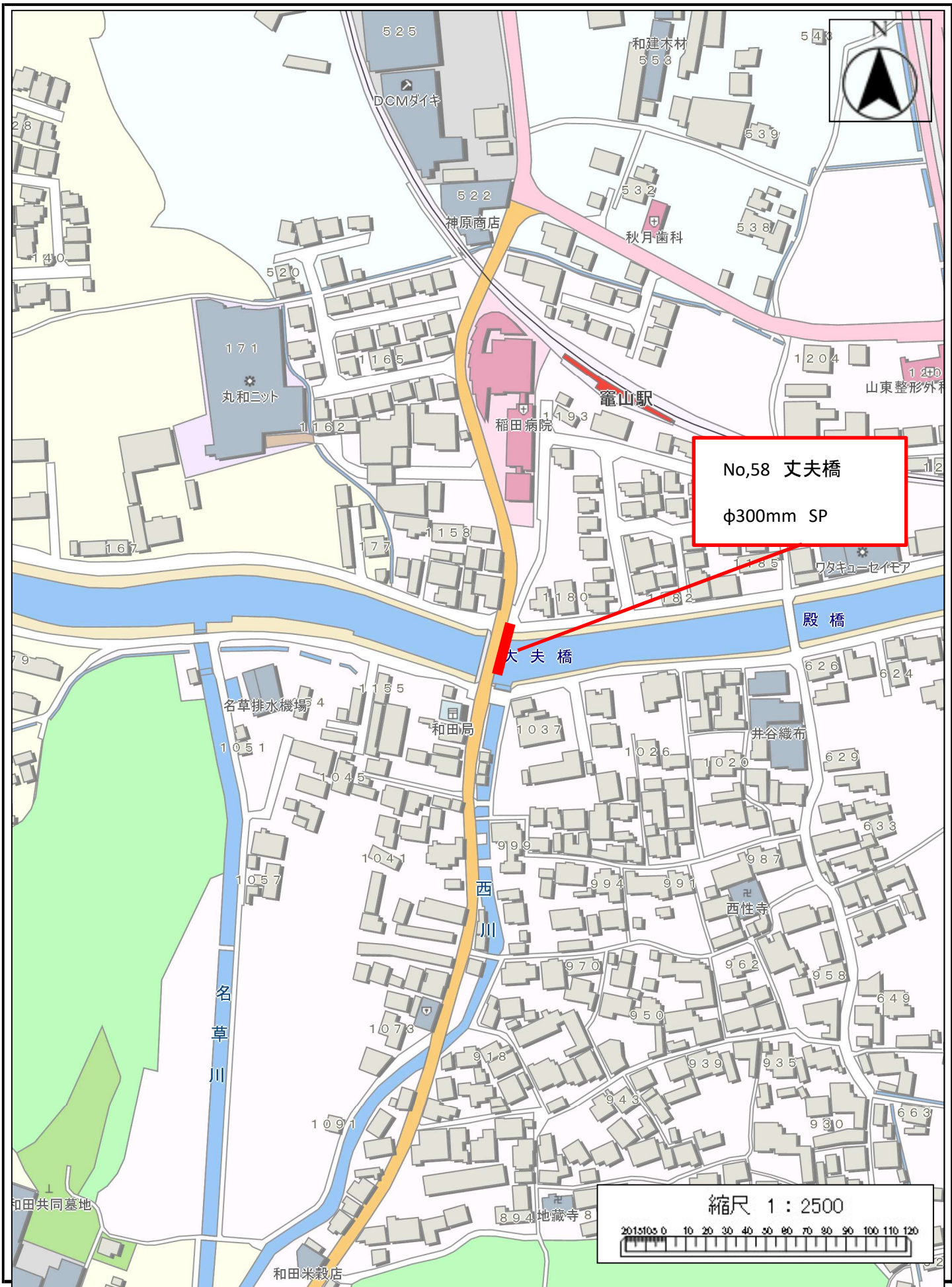
縮尺 1 : 2500





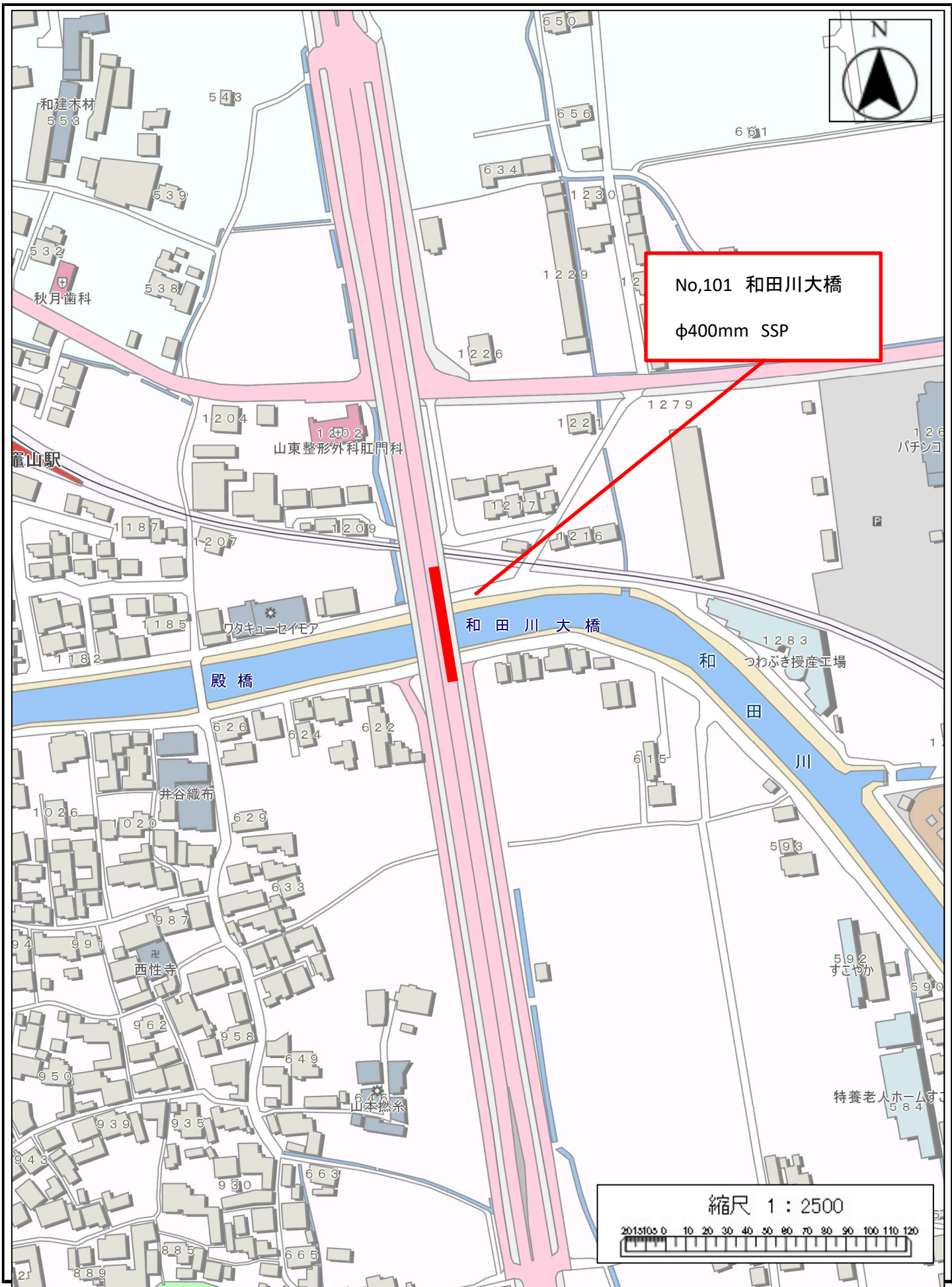
No,97 花山橋
φ150mm SP





No.58 丈夫橋
φ300mm SP

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



No,101 和田川大橋
φ400mm SSP

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



和歌山市環境事業部

ローソン

873 市原商店

566 岡崎変電所

No.59 広見橋
φ400mm

西山ドライビングスクール

岡崎前駅

和歌山電鉄 貴志川線

広見橋

馬場

桑山

相坂

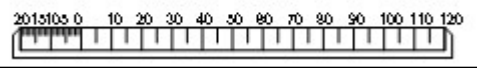
川瀬スクリーン工業

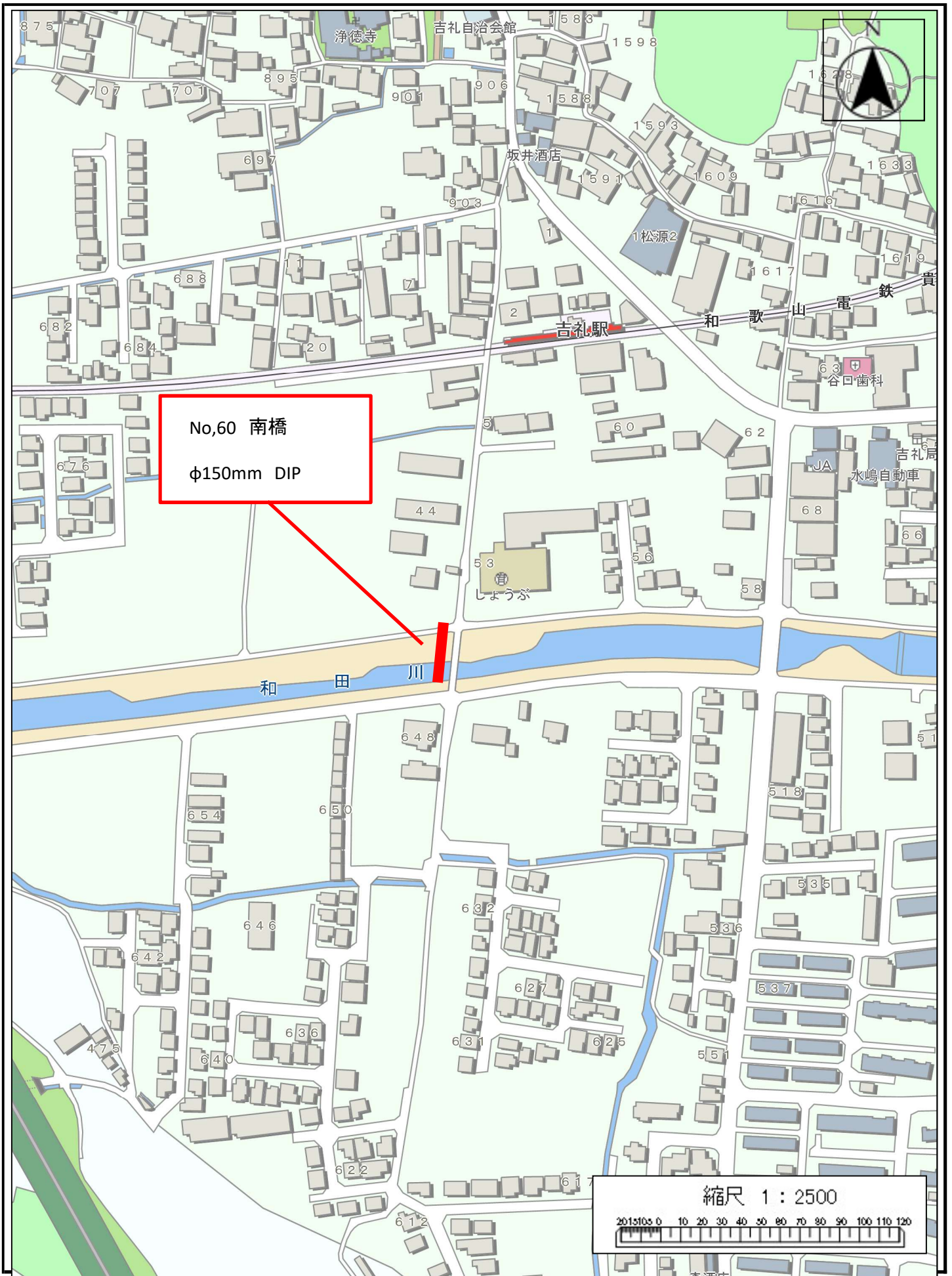
JA

和歌山東中

松原

縮尺 1 : 2500



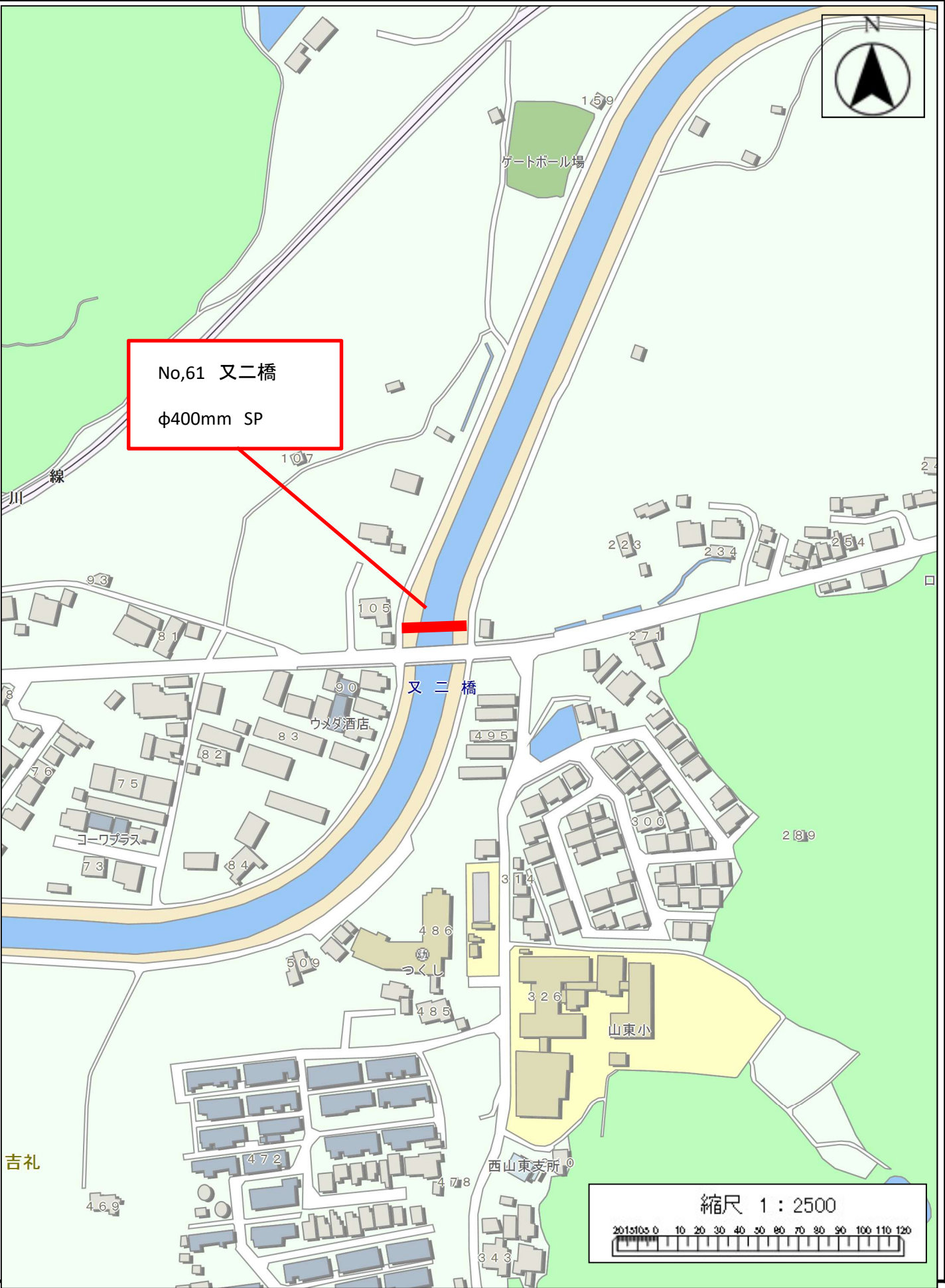


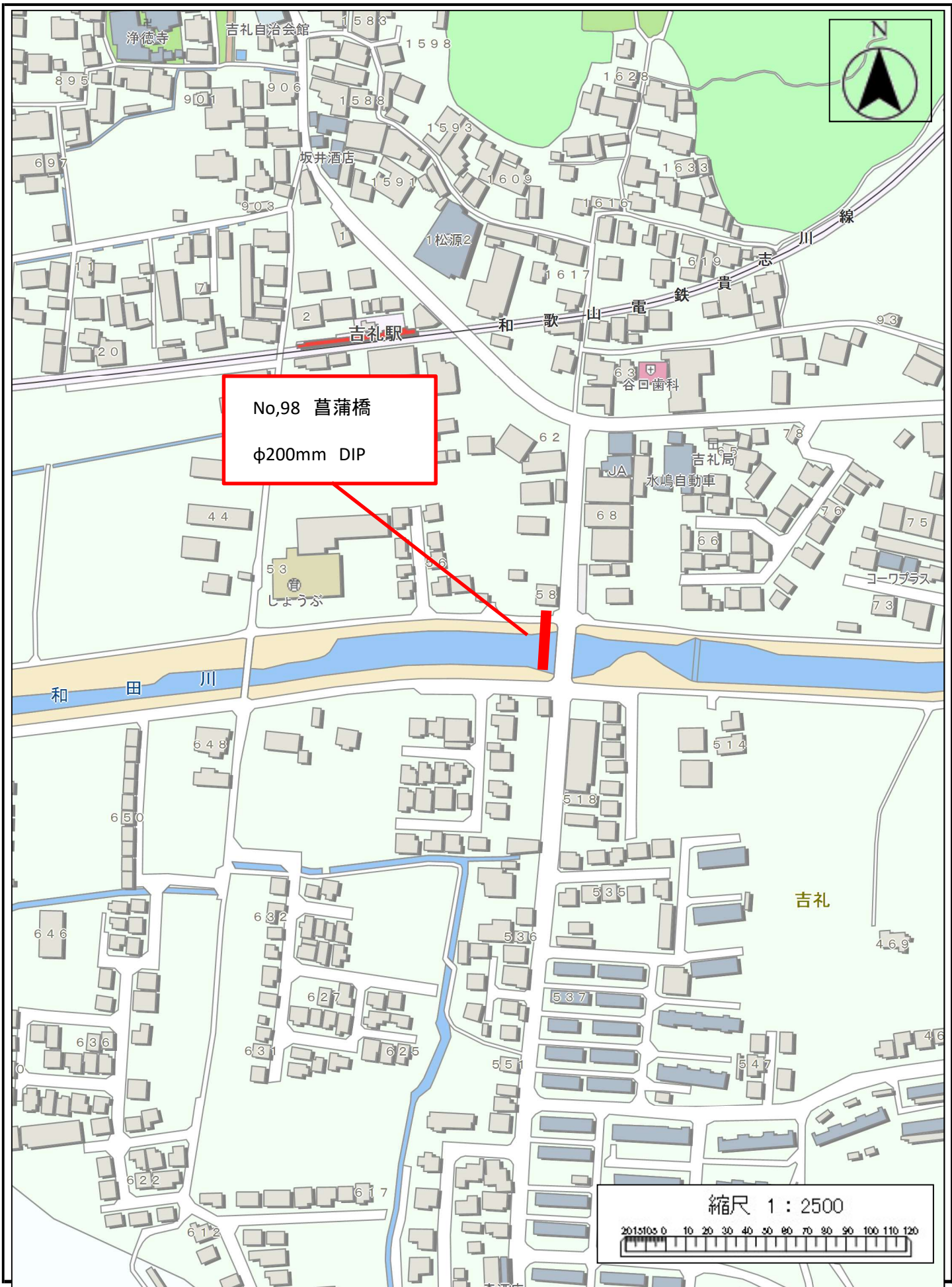
No.60 南橋
φ150mm DIP

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



No,61 又二橋
φ400mm SP





No.98 菖蒲橋
φ200mm DIP

縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



県警本部岡崎庁舎

交通センター前駅

森小手穂

交通センター

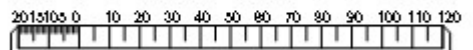
和歌山交通公園

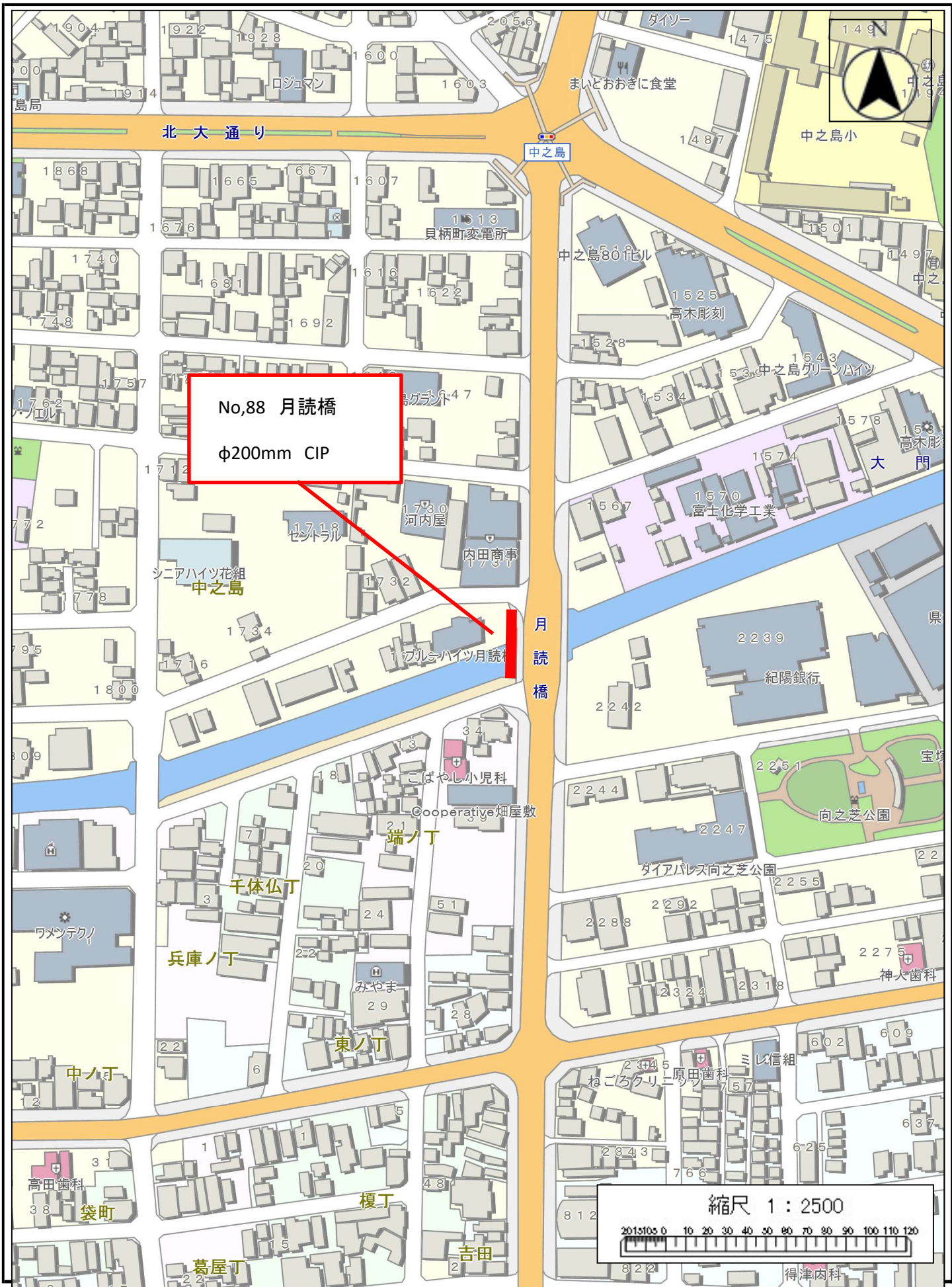
和歌山乳児院

No,102 岡崎大橋

φ400mm SP

縮尺 1 : 2500

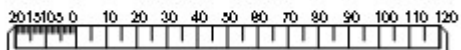




No.88 月読橋
φ200mm CIP

月読橋

縮尺 1 : 2500





No.20 雑賀橋
φ250mm SSP

